静岡県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第33号

静岡県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

静岡県労働委員会事務局組織規則（昭和34年静岡県規則第24号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（課長その他の職）
第６条　課に課長を、班に班長を置き、必要と認める課に課長代理、専門監、主幹、班長代理、副班長、主査、主任、副主任又は主事を置く。

２～９　（略）
別表　（略）
<table>
<tr><th>局長専決事項</th><th>課長共通専決事項</th><th>総務課長専決事項</th></tr>
<tr><td>⑴　（略）
⑵　課長に対する出張の命令
⑶　課長に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇及び特別休暇の承認
⑷　課長に対する部分休業の承認
⑸　課長に対する週休日</td><td>⑴　職員（局長を除く。）の事務分担を定めること。
⑵　職員（局長及び課長を除く。⑶から⑺までにおいて同じ。）に対する出張の命令
⑶～⑼（略）</td><td>⑴　職員（局長及び課長を除く。）に対する介護休暇及び特別休暇の承認（夏季休暇及び家族休暇に係るものを除く。）
⑵　職員（局長及び課長を除く。）に対する部分休業の承認
⑶～⑸（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（次長その他の職）
第６条　事務局に次長を、課に課長を、班に班長を置き、必要と認める課に課長代理、専門監、主幹、班長代理、副班長、主査、主任、副主任又は主事を置く。
２　次長は、局長を補佐する。
３～10　（略）
別表　（略）
<table>
<tr><th>局長専決事項</th><th>課長共通専決事項</th><th>総務課長専決事項</th></tr>
<tr><td>⑴　（略）
⑵　委員、次長及び課長に対する出張の命令
⑶　次長及び課長に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇及び特別休暇の承認
⑷　次長及び課長に対する部分休業の承認
⑸　次長及び課長に対す</td><td>⑴　職員（局長及び次長を除く。）の事務分担を定めること。
⑵　職員（局長、次長及び課長を除く。⑶から⑺までにおいて同じ。）に対する出張の命令
⑶～⑼（略）</td><td>⑴　職員（局長、次長及び課長を除く。）に対する介護休暇及び特別休暇の承認（夏季休暇及び家族休暇に係るものを除く。）
⑵　職員（局長、次長及び課長を除く。）に対する部分休業の承認
⑶～⑸（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

の指定及び振替並びに４時間の勤務時間の割振り変更 ⑹　課長に対する代休日の指定			る週休日の指定及び振替並びに４時間の勤務時間の割振り変更 ⑹　<u>次長及び</u>課長に対する代休日の指定		

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。